

山梨県社会福祉審議会委員任命式・審議会次第

日 時 平成27年8月7日(金)
午後2時～

場 所 ベルクラシック甲府

1 任命式

- (1) 任命書交付
- (2) 副知事あいさつ
- (3) 関係職員紹介

2 審議会

- (1) 委員長選任
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 審議事項
 - ア 各専門分科会及び各審査部会の編成について
 - イ 各専門分科会長及び各審査部会長の選出について
 - ウ その他
- (4) 事業説明
 - ア 山梨県地域福祉支援計画、生活困窮者自立支援制度について
 - イ 健康長寿やまなしプラン、山梨県認知症対策推進計画について
 - ウ 子育て支援対策等について
 - エ やまなし障害者プラン2015について
 - オ やまなし子どもの貧困対策計画(仮称)の策定について

3 その他

4 閉会

座席表

(ベルクラシック甲府 3階 エリザベート)

委員長席

代長 一雄 委員
横山 宏 委員
山田 一功 委員
山角 駿 委員
山縣 然太郎 委員
矢口 哲也 委員
望月 敏子 委員
三井 久美子 委員
前島 茂松 委員
古屋 義博 委員
古屋 玉枝 委員
樋口 誠 委員
手塚 司朗 委員
茅野 臣恵 委員
田中 ちえ 委員

天野 達也 委員
池田 政子 委員
石合 千年 委員
石井 貴志 委員
一瀬 秀文 委員
小田切 則雄 委員
川村 文彦 委員
國吉 真弥 委員
功刀 融 委員
小林 千澄 委員
清水 健 委員
志村 史哉 委員
志村 学 委員
鈴木 孝子 委員
田草川 憲男 委員

司会

依田 課長
神宮 司 課長
前嶋 課長
渡辺 次長
山下 副知事
吉原 部長
相原 次長
内藤 課長
中山 課長
相河 課長

健増 子育 総務

長寿 障害 社教

傍聴席

(10席)

山梨県社会福祉審議会委員名

任期：平成27年8月1日～平成30年7月31日

	氏名	役職名等
1	芦澤 敏久	県社会福祉協議会 会長
2	天野 達也	県リハビリテーション病院・施設協議会 副会長
3	池田 政子	県立大学 名誉教授・特任教授
4	石合 千年	県障害者福祉協会 副理事長
5	石井 貴志	県老人福祉施設協議会 会長
6	一瀬 秀文	県歯科医師会 副会長
7	今井 立史	県医師会 会長
8	小田切 則雄	県きずな会 会長
9	金丸 一元	県市長会 理事（南アルプス市長）
10	川村 文彦	（株）テレビ山梨 常務取締役
11	國吉 真弥	甲府少年鑑別所 所長
12	功刀 融	県民間病院協会 会長
13	小林 千澄	甲府市立中道南小学校 校長
14	清水 健	山梨日日新聞社 論説委員
15	志村 史哉	県保育協議会 副会長
16	志村 学	県町村会 会長（富士川町長）
17	志村 祐二	県総合教育センター相談支援部非常勤職員
18	鈴木 孝子	県愛育連合会 会長
19	鷲見 よしみ	県介護支援専門員協会 会長
20	田草川 憲男	県栄養士会 会長
21	田中 ちえ	甲府市障害児・者父母の会 監事
22	茅野 臣恵	北杜市福祉部長
23	出井 寛	中央市立玉穂生涯学習館 館長
24	手塚 司朗	県医師会 副会長
25	戸田 知	県民生委員児童委員協議会 会長
26	中込 章浩	県保育所保護者連合会 会長
27	畠山 和男	県立あけぼの医療福祉センター 副所長
28	樋口 誠	認知症の人と家族の会山梨県支部 世話人
29	平林 弘光	県体育協会 県スポーツ少年団 副本部長
30	古屋 聡	山梨市立牧丘病院 医師
31	古屋 玉枝	県看護協会 会長
32	古屋 義博	山梨大学大学院教育支援科学講座 准教授
33	前島 茂松	県社会福祉法人経営者協議会 会長
34	増山 敬祐	日本耳鼻咽喉科学会 県地方部会 会長
35	三井 久美子	県PTA協議会 会長
36	宮下 仁	県立富士北稜高等学校 校長
37	望月 敏子	県母子寡婦福祉連合会 副会長
38	森 稚葉	山梨英和大学 准教授
39	矢口 哲也	県老人クラブ連合会 副会長
40	山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部社会医学講座教授
41	八巻 佐知子	弁護士
42	山口 哲	県眼科医会 副会長
43	山角 駿	県精神科病院協会 会長
44	山田 一功	県議会教育厚生委員長
45	横山 宏	県老人保健施設協議会 会長
46	代長 一雄	県社会福祉法人経営者協議会 副会長

山梨県社会福祉審議会

社会福祉に関する事項

設置根拠: 社会福祉法第7条(必置)
委員数: 50名以内(山梨県附属機関の設置に関する条例)
任期: 3年(山梨県附属機関の設置に関する条例)

民生委員審査専門分科会

福祉保健総務課

・民生委員の適否に関する事項

児童福祉専門分科会

子育て支援課・健康増進課

・児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

高齢者福祉専門分科会

長寿社会課

・高齢者の福祉に関する事項

障害者福祉専門分科会

障害福祉課

・身体障害者(児)の福祉に関する事項
・知的障害者(児)の福祉に関する事項

児童福祉施設審査部会

子育て支援課

・保育所の設置認可の審査
・児童福祉施設の事業停止の審査
・無認可児童福祉施設の事業停止、施設閉鎖の審査
・児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告

養護母子審査部会

子育て支援課

・里親、保護受託者の認定の審査
・母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付停止の審査

児童措置審査部会

子育て支援課

・児童の措置、措置解除、措置変更の審査
・一時保護の延長等
・被虐待児に対し県が講じた措置の検証

健全育成審査部会

社会教育課

・有害図書類の審査
・有害刃物類、有害がん具類の審査
・有害広告物の内容変更、撤去措置の審査

障害者審査部会

障害福祉課

・身体障害者手帳の非該当の審査
・身体障害者手帳の診断書作成医師の審査
・更生医療機関の指定の審査
・特別児童扶養手当等に係る審査請求又は異議申し立てに係る障害者等級の審査

社会福祉法 (S26.3.29、法律第45号)(抜粋)

第7条 (地方社会福祉審議会)

社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

第8条 (委員)

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

第9条 (臨時委員)

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

第10条 (委員長)

地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

第11条 (専門分科会)

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

第12条 (地方社会福祉審議会に関する特例)

第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

第13条 (政令への委任)

この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令 (S33.6.27、政令第185号)(抜粋)

第2条 (民生委員審査専門分科会)

民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会(法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

第3条 (審査部会)

地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

山梨県附属機関の設置に関する条例 (S63.3.29、条例第3号) (抜粋)

第3条 次の各号に掲げる審議会その他の合議制の機関又は協議会として、当該各号に掲げる附属機関を設置する。

一 略

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項の審議会その他の合議制の機関 山梨県社会福祉審議会

四~六 略

第4条 (組織)

附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

- 2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

別表二 (抜粋)

付属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県社会福祉審議会	社会福祉法第七条第一項及び第十二条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議等に関する事務	50人以内	1 県議会の議員 2 社会福祉事業に従事する者 3 学識経験のある者	3年

山梨県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号)第13条の規定に基づき、山梨県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、専門分科会は、委員長から付託を受けて、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	調 査 審 議 事 項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項
障害者福祉専門分科会	身体障害者(児)及び知的障害者(児)の福祉に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

- 2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に児童福祉施設審査部会、養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。

- 2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を申請する者の障害程度の審査
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による医療機関のうち、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第27条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級

の認定に関する審査

- 3 児童福祉施設審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置の認可に関すること。
 - (2) 児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止に関すること。
 - (3) 児童福祉法第59条第5項に規定する無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。
 - (4) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第3条に規定する児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告に関すること。
- 4 養護母子審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定による里親の認定に関する審査
 - (2) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第12条の規定による母子福祉資金の貸付の停止及び第29条において準用する第12条の規定による寡婦福祉資金の貸付の停止に関する審査
- 5 児童措置審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときに当該措置をとること。
 - (ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置、同項第3号の児童に対する小規模住居型児童養育事業を行う者等への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の指定医療機関への委託の措置
 - (イ) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更すること。
 - (2) 児童福祉法第33条第5項に規定する一時保護の延長等に関すること。
 - (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること。
 - (4) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置
- 6 健全育成審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第8条第7項の規定による芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又は勧告に関する審査
 - (2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和39年山梨県条例第43号）第5条第3項の規定による有害図書類の指定、第5条の3第2項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定、第6条第3項の規定による有害興行の指定並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議
- 7 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ障害者福祉専門分科会又は児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 8 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれ

を定める。

9 部会長は、審査部会の事務を掌理する。

10 部会長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

(会議)

第 4 条 審議会、専門分科会及び審査部会は、委員長が招集する。

2 委員長、専門分科会長及び部会長は、それぞれの会議の議長となる。

3 専門分科会及び審査部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 専門分科会及び審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。

5 審議会の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とする。

(決議)

第 5 条 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

2 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、専門分科会長及び部会長は、その結果を委員長に報告するものとする。

(幹事)

第 6 条 各専門分科会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、専門分科会長の名を受け、各専門分科会の会務を処理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長寿社会課において、児童福祉専門分科会、児童福祉施設審査部会、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部子育て支援課において、健全育成審査部会は山梨県教育庁社会教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月2日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月28日から施行する。ただし、第3条第2項の次に1項を加える改正規定（同条第3項第1号に係る部分に限る。）は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

山梨県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会委員名簿(案) 任期:H27.8.1~H30.7.31

五十音順 敬称略

区分	民生委員審査専門分科会	障害者福祉専門分科会	障害者審査部会	高齢者福祉専門分科会	児童福祉専門分科会	児童福祉施設審査部会	養護母子審査部会	児童措置審査部会	健全育成審査部会
	委員氏名	芦澤 敏久	石合 千年	一瀬 秀文	芦澤 敏久	池田 政子	池田 政子	池田 政子	志村 祐二
金丸 一元		一瀬 秀文	今井 立史	天野 達也	小田切 則雄	志村 史哉	小田切 則雄	古屋 聡	小林 千澄
志村 史哉		今井 立史	功刀 融	石井 貴志	國吉 真弥	茅野 臣恵	志村 史哉	古屋 義博	清水 健
志村 学		功刀 融	畠山 和男	一瀬 秀文	小林 千澄	中込 章浩	鈴木 孝子	森 稚葉	出井 寛
鈴木 孝子		鷲見 よしみ	増山 敬祐	金丸 一元	清水 健	古屋 義博	田中 ちえ	八巻 佐知子	平林 弘光
戸田 知		田中 ちえ	山口 哲	川村 文彦	志村 史哉	森 稚葉	望月 敏子	山角 駿	三井 久美子
矢口 哲也		畠山 和男	山角 駿	志村 学	志村 祐二		森 稚葉		宮下 仁
山田 一功		古屋 玉枝		鷲見 よしみ	鈴木 孝子				
		古屋 義博		田草川 憲男	田中 ちえ				
		前島 茂松		手塚 司朗	茅野 臣恵				
		増山 敬祐		戸田 知	出井 寛				
		山口 哲		樋口 誠	中込 章浩				
		山角 駿		古屋 玉枝	平林 弘光				
				矢口 哲也	古屋 聡				
人数		8名	13名	7名	17名	21名	6名	7名	6名
調査審議事項	民生委員の適否に関する事項	身体障害者(児)の福祉に関する事項 知的障害者(児)の福祉に関する事項	身体障害者の障害程度、身体障害者手帳診断書作成医師、更生医療機関の指定等に関する事項	高齢者福祉に関する事項	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項	・保育所の設置認可の審査 ・児童福祉施設の事業停止の審査 ・無認可児童福祉施設の事業停止、施設閉鎖の審査 ・児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告	里親の認定並びに母子・寡婦福祉資金の貸付の停止に関する事項	児童の措置、措置解除、措置変更、一時保護の延長等、被虐待児の事例の検証及び必要な再発防止策等に関する事項	芸能、出版物等の推薦又は勧告に関する審査並びに有害図書類、有害刃物類及び有害玩具類の審査並びに有害広告物の内容変更及び撤去措置に関する事項